

闘争宣言

2016年2月2日

石木ダム建設絶対反対同盟 連絡人 岩下和雄
石木ダム対策弁護士代表弁護士 馬奈木昭雄
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会 代表 森田正昭
石木川まもり隊 代表 松本美智恵
水問題を考える市民の会 代表代行 篠崎義彦
石木川の清流とホタルを守る市民の会 事務局長 田代圭介
石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会 連絡担当 遠藤保男

私たちは、これまで、「こうばる」で実施されようとしている二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事（以下、単に「石木ダム事業」という。）に対して、一貫して反対し続けてきた。

その理由は、この石木ダム事業がまったく不要な事業であるにもかかわらず、「こうばる」の自然環境のみならず、「こうばる」で生まれて現在に至るまで形成してきた人々の社会生活を、また今後その地で送る予定であった人生を根底から奪うものであり、①人々の生命・身体の安全、②人が人として生きること、あるいは③生命・身体の不安におびえず平穏に生きる権利や良好な環境の中で生活を営む又はその環境を享受する権利等（いわゆる「人格権」）の憲法が保障する基本的人権を侵害する違憲な事業であり、且つ、土地収用法にも反する違法な事業であるからである。

石木ダム事業に反対する私たちは、これまで石木ダム事業の起業者である長崎県・佐世保市に対して、①石木ダムの必要性はないと考える私たちの合理的な疑問について、具体的且つ合理的に回答すべきであるこ

と、②しかもそれは石木ダム事業の責任者である長崎県（知事）・佐世保市（長）自ら行うべきであること、加えて③そういう長崎県（知事）・佐世保市（長）の回答（説明）を、佐世保市民の手による公開討論会を通じて行い、その上で改めて民意を問うべきであること、などを求めてきた。

しかし、これまで長崎県（知事）・佐世保市（長）は、①私たちの疑問点に対する具体的且つ合理的な説明ができず、そもそも、説明すること自体を拒否しており、また、②佐世保市民の手による公開討論会の開催をも拒否している。

加えて、工事妨害禁止の仮処分を申し立てたり、切り崩し目的による事前予告無き個別訪問、あるいは、同じく切り崩し目的による一部の住民に対する収用裁決申請を行ったりと、全起業地の強制収用へ向けて強引に突き進んでいる。

公開の場で私たちの疑問に対して、具体的且つ合理的な説明をすることができず、且つ、私たちの考えと佐世保市民の民意が一致していることを確認することを殊更拒否するというのは、とりもなおさず、長崎県（知事）・佐世保市（長）自身が、冒頭に述べた石木ダム事業の問題点を自認していることを意味する。従って即刻、地権者等の人権を侵害するうえに、無駄、且つ、県民に不必要な財政負担をかけるだけの石木ダム事業を撤回すべきである。

これまで、私たちが関わってきた、石木ダム事業に対する審査請求人は150人以上、取消訴訟の原告らは100人以上に及び、さらには、本日申し立てられた工事差止仮処分の債権者数は実に500人以上に及んでいる。長崎県（知事）・佐世保市（長）の許されざる違法な石木ダム事業を強行する姿勢に対して、長崎県内外を問わずこれだけ多くの人々が闘争の意思を明確にしているのである。

長崎県（知事）・佐世保市（長）が、今後も地権者らの人権を侵害し、佐世保市民、長崎県民、更には全国民に無用の財政負担を強いる石木ダム事業を中止することなく、全起業地の強制収用を強硬に推し進めるので

あれば、私たちは、それに対して徹底的に抵抗し、憲法が国民に認めるありとあらゆる手段を用いて石木ダム事業を中止に追い込むための活動を継続する。

事業予定地に現に住んでいる人々、川棚町民、佐世保市民、長崎県民、ひいては全国民の権利が石木ダム事業によって侵害されることを防ぐため、私たちは団結して闘う決意をより一層強くするものである。

本日の石木ダム工事差止仮処分申立にあたり、ここに宣言する。

以 上